

**注意・免責事項** 本要約は参考用としてジェットロが作成したもので内容について正確性を保証するものではありません。ジェットロは記載内容についての一切の責任を負いません。

## 【法令要約】 国家商品バランスシステムと輸出入承認

大統領規定 2022 年第 32 号 2022 年 2 月 21 日

### 商品収支とは

- (1) 商品バランスとは特定の商品について一定期間の国内需要に関して消費と生産の情報記載した情報データのことである。
- (2) 商品バランスの目的として、輸出入における許認可の簡素化と透明化、輸出入政策の基本資料、投資事業や雇用の確実性の担保、工業利用のための原材料や補助材の在庫保証などが挙げられる。

### 商品バランスの機能

輸出入承認の発行のための参考資料、消費と生産、産業開発状況や予測、事業許可を発行するための参考情報。

### 商品バランスの策定

- (1) 商品バランスは需要と供給に関する情報から構成される。  
需要: 工業生産で用いる原材料、補助材の需要、消費の需要、その他供給: 商品の備蓄、生産量  
政府は需要計画と供給計画を策定し、商品バランスを決定する。
- (2) 上記情報は政府が運営するシステム SINAS NK に集約される。
- (3) 輸出入分野の事業認可の発行は、この商品バランスに基づく。

### データ集約と審査

事業者から SINAS NK に提出されたデータは各商品を管轄する当局、または商業省の電子システムの接続される。工業用お原材料または補助材の需要提案については、工業省などの管轄省庁に接続される。

### 政府による需要提案

- (1) 主要な需要品となる特定の戦略商品については、政府が需要提案を行い、需要計画を策定する。
- (2) この需要提案には生産の計画と実績、家計の需要、工業分野以外の事業者の需要を盛り込む。

### 供給計画の策定

- (1) 供給計画は、政府が翌年の生産情報と前年の在庫から策定する。

(2) 供給計画は以下のデータと情報の詳細が記載される。

事業者の ID、生産場所、用地面積、供給時期、生産計画、生産物の種類、生産物の品質規格、生産量、HSコード、単位、製品説明、原材料と補助材の輸入量

#### 需要・供給計画、商品バランスの決定

(1) 需要計画と供給計画は、商品バランスの有効年の前年 10 月までに決定する。

(2) SINAS NK のデータおよび関係大臣の調整会議を経て、以下の商品バランスを決定する。

- a. 主要需要品に属する商品
- b. 工業用の原材料、補助材
- c. 戦略的商品

(3) 商品バランスは1年間有効で、前年 12 月第 1 週までに決定する。

#### 商品バランスに基づく事業許可の発行

(1) 輸出入事業を行う事業者は SINAS NK を通じて事業許可を申請する。

(2) 輸出入許可が必要な輸出入業者は商品バランスの決定後に SINAS NK を通じて商業大臣宛てに申請する。

(3) 商業大臣は商品バランスに基づき輸出入許可を発行する。許可の有効期限は商品バランスの期間に準ずる。

(4) 輸出入許可の期間を超過して輸入品が到着する場合、事業者は輸入許可の有効期限が満了する前に延長申請書を提出する。

(5) 輸出入許可以外の事業許可については別途法規に従う。

#### 商品バランスの変更

(1) 需要と供給の計算に影響を及ぼす災害や新規投資、政府の優先プログラムなどの特殊状況が生じた場合、商品バランスは変更されることもある。変更は大臣レベルあるいは交換レベルの調整会議で決定する。

(2) 商品バランスが変更された場合、事業者は SINAS NK を通じて商業大臣宛てに輸出入承認の変更を申請できる。

(3) 変更承認は SINAS NK を通じて発行される。変更承認の有効期限は、商品バランスの期間に準ずる。

#### 商品バランス決定の段階

(1) 商品バランスに基づき輸出入承認の発行対象になる商品は段階的に決定する。

(2) 2021 年の対象商品は、米、砂糖、牛肉、塩、魚類の 5 品目

(3) 2022 年以降の対象は上記以外の商品から決定する。

#### 商品バランス対象外の場合の輸出入推薦状

- (1) 商品バランスが設定されていない商品については、輸出入承認の発行は適用外となり、事業許可は輸出入の推薦状の形式となる。
- (2) 推薦状は事業者から需要提案に基づき発行される。

---

## 【法令要約】 輸入規制規則の一部見直し

商業大臣規定 2022 年第 25 号 2022 年 5 月 1 日

(商業大臣規定 2021 年 20 号の改定版)

- 1 輸入規制に対象品目は8桁の HS コードベースで延べ 3,511 品目から 3,677 品目に増加。
- 2 登録輸入業者や製造業者の指定、および輸入承認から成る輸入の許認可には、少なくとも NIB と輸入業者のデータ、HS コード、商品説明、数量と単位、船積国 目的港、有効期限が記載されること。
- 3 輸入の許認可やサーベイヤーレポートを有する輸入業者に義務付けられる輸入実績報告のほか、商品収支に定められた特定品目 (3,677 品目) の輸入については 輸入品のディストリビューション実績報告 (API-U の場合 ) または

製品ディストリビューション実績報告 (API-P の場合) の提出が義務付けられた。最低報告内容は、販売/ディストリビューション契約の日付と番号、ディストリビュー/消費者の名称、住所、供給日、供給数量、価格、輸入実績報告と同様に、毎月、翌月 15 日までにナショナルシングルウインドウシステム (SINSW) を通じて報告する。